

定款

目次

第1章 総則

- 第1条 (商号)
- 第2条 (目的)
- 第3条 (本店の所在地)
- 第4条 (公告の方法)

第2章 株式

- 第5条 (発行可能株式総数)
- 第6条 (自己株式の取得)
- 第7条 (単元株式数)
- 第8条 (単元未満株主の権利制限)
- 第9条 (株主名簿管理人)
- 第10条 (株式取扱規程)
- 第11条 (基準日)

第3章 株主総会

- 第12条 (招集)
- 第13条 (招集権者及び議長)
- 第14条 (電子提供措置等)
- 第15条 (決議の方法)
- 第16条 (議決権の代理行使)
- 第17条 (議事録)

第4章 取締役及び取締役会

- 第18条 (取締役会の設置)
- 第19条 (取締役の員数)
- 第20条 (取締役の選任及び解任の方法)
- 第21条 (取締役の任期)
- 第22条 (代表取締役)
- 第23条 (取締役会の招集権者及び議長)
- 第24条 (取締役会の招集通知)
- 第25条 (取締役会の決議の方法)
- 第26条 (取締役会の決議の省略)
- 第27条 (取締役会規程)
- 第28条 (取締役会議事録)
- 第29条 (重要な業務執行の決定の委任)
- 第30条 (取締役の報酬等)
- 第31条 (取締役の責任免除)

第5章 監査等委員会

- 第32条 (監査等委員会の設置)
- 第33条 (常勤の監査等委員)
- 第34条 (監査等委員会の招集通知)
- 第35条 (監査等委員会の決議の方法)
- 第36条 (監査等委員会議事録)
- 第37条 (監査等委員会規則)

第6章 会計監査人

- 第38条 (会計監査人の設置)
- 第39条 (会計監査人の選任)
- 第40条 (会計監査人の任期)
- 第41条 (会計監査人の報酬等)

第7章 計 算

- 第42条 (事業年度)
- 第43条 (剰余金の配当等の決定機関)
- 第44条 (剰余金の配当の基準日)
- 第45条 (剰余金の除斥期間)

附則

第1章 総則

(商号)

- 第1条 当社は、株式会社チェンジホールディングスと称し、英文では、CHANGE Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

- 第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1. 各種アプリケーションの企画、開発及び販売事業
 2. センシング技術を利用したモバイルアプリケーションの企画、開発及び販売事業
 3. クラウド・セキュリティソリューションの導入、企画、保守及び管理事業
 4. モバイル端末・ウェアラブル端末の導入、企画、保守及び管理事業
 5. I o T技術を活用したデータ収集、分析、提供及び販売事業
 6. VR・AR技術を活用したソリューションサービスの企画、提案、提供及び販売事業
 7. 先端技術を活用した事業の企画、開発、運営及びコンサルティング事業
 8. 各種コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発及び販売事業
 9. 先進的な技術、ツール、方法論を用いた人材育成のための講座・セミナー・研修会等の企画、運営及びコンサルティング事業
 10. 先端技術を活用した全産業に対する変革サービスの企画・開発・実行
 11. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業並びに人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業
 12. M&Aに関する仲介、斡旋、コンサルティング及びアドバイザー業務並びに投資事業
 13. 各種事業への投資業務及び投資育成業務
 14. 地方公共団体等への業務変革支援に係るコンサルティング業務、各種セミナー、研修の企画及び実施業務、事務代行等アウトソーシング受託
 15. 地方公共団体等への業務変革支援に係る製品及び情報システムの開発、製造、販売、賃貸、修理及び保守
 16. 地域における環境・エネルギー分野におけるシステム開発・運用、コンサルティング業務及び商品・サービスの提供、管理
 17. 地域共創に係るポータルサイトの企画及び運営
 18. 地域共創に係るWEBサイト・ECサイト等のインターネット上のサービス及びデジタルコンテンツの企画、制作、開発並びに販売、運営、管理
 19. QRコード、デジタルクーポンその他電子決済システムの企画、開発、発行、送金、運用、管理、保守及びそれらのコンサルティング業務
 20. DX人材の職業適性能力開発のための研修・e-ラーニング、指導及び教育
 21. ビーコン及び各種センサー技術と様々なモバイル端末を連携活用した事業の企画、開発、運営並びにコンサルティング
 22. ロボット技術・ドローンを活用した配送インフラの開発及び導入オペレーションコンサル並びに製品販売
 23. インターネット上で利用する学習用ソフトウェアの開発及びサービスの提供並びに関連する電子出版物の制作及び販売
 24. 物流業務の受託及び物流情報の収集処理
 25. 貨物自動車運送事業及び各種運送業

26. 倉庫業
27. 古物売買並びにその仲介及び販売受託
28. 建築及び土木工事の請負、設計、施工及び監理
29. とび、土工、コンクリート工事、電気工事、内装仕上工事、機械器具設置工事及び電気通信工事の請負、設計、施工並びに監理
30. スポーツクラブ及びスポーツチームの経営、スポーツの競技会の実施及び興行、スポーツ競技施設、練習施設及び宿泊施設の企画、立案及び運営、並びにスポーツ選手、アスリート、モデル等の育成及びマネジメント
31. 旅行業
32. 広告宣伝の企画、制作、販売及び広告代理業及び広告に関するコンサルティング
33. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、184,320,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定し、これを公告する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

か、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の

日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時にこれを招集する。

2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 代表取締役に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこの任にあたる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又は株主の法定代理人は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

4 取締役の解任は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議によって行う。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

- 第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。
- 2 代表取締役に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこの任にあたる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第25条 取締役会の決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議決につき決議に加わることのできる取締役の全員の書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

- 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

- 第30条 取締役の報酬、賞与その他職務上の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

- 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除す

ることができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第32条 当社は、監査等委員会を置く。

（常勤の監査等委員）

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会議事録）

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規則）

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第38条 当社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、事業年度の末日を決算期日とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の

定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うものとする。

2 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に締結していた、同法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。

平成15年	3月24日	定款認証
平成16年	5月19日	改定
平成17年	2月8日	改定
平成18年	5月27日	改定
平成18年	7月19日	改定
平成20年	6月29日	改定
平成21年	3月1日	改定
平成21年	8月22日	改定
平成21年	8月31日	改定
平成26年	6月21日	改定
平成26年	9月9日	改定
平成26年	11月1日	改定
平成27年	1月30日	改定
平成27年	12月21日	改定
平成28年	7月14日	改定
平成28年	7月29日	改定
平成29年	12月20日	改定
平成30年	7月1日	改定
平成31年	1月1日	改定
令和2年	9月1日	改定
令和3年	1月1日	改定
令和3年	8月26日	改定
令和3年	12月24日	改定
令和4年	6月27日	改定
令和5年	4月1日	改定
令和6年	6月26日	改定
令和7年	6月26日	改定
令和8年	6月25日	改定